

# 羽曳野市公共下水道施設等管理業務

## 実施方針（案）

令和8年8月

羽 曳 野 市

## 目 次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 第1 事業に関する事項 .....                     | 1  |
| 1 事業内容に関する事項 .....                    | 1  |
| 第2 実施方針等に関する事項.....                   | 6  |
| 1 実施方針等に関する質問・意見の受付、回答の公表 .....       | 6  |
| 第3 事業者の募集及び選定に関する事項.....              | 7  |
| 1 募集及び選定方法 .....                      | 7  |
| 2 募集及び選定スケジュール.....                   | 7  |
| 3 応募者の参加資格要件 .....                    | 8  |
| 4 審査及び選定手続き .....                     | 9  |
| 5 優先交渉権者選定後の手続き.....                  | 10 |
| 第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.. | 11 |
| 1 リスク分担の基本的な考え方.....                  | 11 |
| 2 事業の実施状況のモニタリング.....                 | 11 |
| 3 事業期間中の損害賠償保険等.....                  | 11 |
| 第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....   | 12 |
| 第6 その他本事業の実施に関し必要な事項.....             | 14 |
| 1 資料の公表 .....                         | 14 |
| 2 その他事項 .....                         | 14 |
| 3 連絡先及び情報提供先 .....                    | 14 |

## 第1 事業に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

事業内容に関する事項を以下に示す。

#### (1) 事業名称

羽曳野市公共下水道施設等管理業務

#### (2) 公共下水道施設等の管理者の名称

羽曳野市長 山入端 創

#### (3) 事業の目的

本業務は、本市が所管する下水道施設の維持管理に関する各種業務について、受託者の創意工夫を促し、効率的な維持管理が実現できるよう、10年契約で包括的に委託するものであり、本市と受託者との協同作業により、施設運用の技術力を築き上げ、下水道施設の機能維持・予防保全型維持管理の効率化及びサービスレベルの向上を図ることを目的とする。

#### (4) 対象区域と対象施設

本業務の対象区域は本市全域とし、対象施設は表1-1及び表1-2に示す施設とする。なお、令和10年度以降に新設・改築又は本市へ移管された下水道施設については、原則として本業務の対象施設とする。

##### ①管路施設

大和川下流西部流域関連公共下水道（今池処理区）と大和川下流東部流域関連公共下水道（大井処理区）の各排水区域内に存する公共下水道管路施設を対象とする。

なお、対象施設の数量は統計資料及び台帳情報に基づく概数であり、現地状況との差異が生じる可能性がある。本業務においては、数量の多寡にかかわらず、本市が管理する公共下水道管路施設を全て対象とする。

表1-1. 対象管路施設

| 種 別     | 単 位 | 数 量   |
|---------|-----|-------|
| 管きょ（汚水） | km  | 約 320 |
| 管きょ（雨水） | km  | 約 34  |

## ②ポンプ場施設等

対象地区全域の雨水ポンプ場（用排水施設、道路排水施設含む）、汚水中継ポンプ場、取水ゲート、汚水・雨水貯留槽、汚水・雨水マンホールポンプ、水位監視カメラの施設を対象とする。

表 1-2. 対象ポンプ場施設等

| 種 別                    | 単位 | 数量 | 備考           |
|------------------------|----|----|--------------|
| 雨水ポンプ場（用排水施設、道路排水施設含む） | 箇所 | 5  |              |
| 汚水中継ポンプ場               | 箇所 | 1  |              |
| 取水ゲート                  | 箇所 | 18 |              |
| 汚水・雨水貯留槽               | 箇所 | 4  | [暫定] 汚水貯留槽を含 |
| 汚水・雨水マンホールポンプ          | 箇所 | 35 | 小規模中継ポンプ場含む  |
| 水位監視カメラ                | 箇所 | 3  |              |
| 調整池等                   | 箇所 | 9  |              |
| 計                      | 箇所 | 77 |              |

## (5) 事業方式

本委託は、長期契約として各種業務を性能発注により包括的に委託し、下水道施設の維持管理と事業期間中の維持管理を踏まえた更新計画について、一体的なマネジメントを実施する、いわゆる「管理・更新一体マネジメント方式レベル 3.5（更新支援型）」とする。

## (6) 業務範囲

事業者は、以下の業務を実施するものとする。また、各業務の参考数量は、「別紙 1」に示すとおりである。

### ①統括管理業務

- (ア) 全体業務計画書作成業務
- (イ) 年間業務計画書作成業務
- (ウ) 月間業務計画書作成業務
- (エ) 維持管理に必要なマニュアル作成業務
- (オ) モニタリング関連業務

### ②管路施設維持管理業務

- (ア) 住民対応（2次対応）
- (イ) 点検
- (ウ) 管内調査
- (エ) 不明水調査
- (オ) 清掃

- (カ) 浚渫
- (キ) 修繕
- ③ポンプ場施設等維持管理業務
  - (ア) 運転管理・調達管理
  - (イ) 保守点検及び緊急対応
  - (ウ) 修繕
  - (エ) 事務管理・データマネジメント
- ④調整池等維持管理業務
  - (ア) スクリーン清掃
  - (イ) 中池特定維持管理
  - (ウ) 羽曳が丘東調整槽等特定維持管理
- ⑤ストックマネジメント計画策定業務
  - (ア) 施設情報の収集整理
  - (イ) リスク評価
  - (ウ) 施設管理の目標設定
  - (エ) 長期的な改築事業シナリオの設定
  - (オ) 点検・調査計画の策定
  - (カ) 点検・調査の実施
  - (キ) 修繕・改築計画の策定
  - (ク) 修繕・改築計画のとりまとめ
- ⑥災害対応業務

(7) 事業期間

事業の履行期間及び移行期間に関する事項を以下に示す。

①履行期間

本業務の履行期間は、令和10年4月1日から令和20年3月31日までとする。  
ただし、契約締結日の翌日から令和10年3月31日までは、前受託者から受託者への業務準備期間とし、業務準備期間内に係る経費は受託者の負担とする。

業務項目と実施スケジュールは、表1-3のとおり予定している。

表1-3 業務項目と実施スケジュール

| 業務項目   | 予定                      |
|--------|-------------------------|
| 契約締結日  | 令和9年10月頃                |
| 事業期間   | 契約締結日の翌日から令和20年3月31日まで  |
| 業務準備期間 | 契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで  |
| 履行期間   | 令和10年4月1日から令和20年3月31日まで |
| 業務移行期間 | 令和20年1月4日から令和20年3月31日まで |
| 契約終了日  | 令和20年3月31日              |

## ②業務移行期間

市又は市の指定する者への業務の引継ぎは、原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は、自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本業務が円滑に引継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、業務移行期間は、令和20年1月4日から令和20年3月31日の間を原則とする。

## (8) 事業の費用負担

市は、本事業の実施に要する費用を負担する。その負担予定額の詳細は、市と優先交渉権者との協議の上、事業契約に定めるものとする。

## (9) サービス対価に関する事項

本事業に係るサービス対価の支払等に関する事項を以下に示す。なお、支払等については、地方自治法第214条に基づく債務負担行為を設定する。ただし、各年度の支出については、当該年度の予算として、議会の議決を要する。

万一、議会において当該年度の予算が議決されない場合又は減額された場合には、市及び事業者は継続方法その他必要な事項の協議を行うものとする。

### ① サービス対価の構成

本事業期間中、市は事業者に対しサービス対価を支払うものとし、事業者が収受するサービス対価の構成は表1-4のとおりである。

表1-4 サービス対価の構成

| 項目                | 内容                |
|-------------------|-------------------|
| ①統括管理業務           | 各業務の参考数量は、「別紙2」参照 |
| ②管路施設維持管理業務       |                   |
| ③ポンプ場施設等維持管理業務    |                   |
| ④調整池等維持管理業務       |                   |
| ⑤ストックマネジメント計画策定業務 |                   |
| ⑥災害対応業務           |                   |

## ② サービス対価の改定

### ア 物価変動に伴うサービス対価の改定

サービス対価は、募集要項公表時点（令和10年3月）を基準月とし（以降は改定時点）、事業期間中の各年度において、基準月から物価の指標となる公的物価指数が基準年度比±1.5%以上変動した場合、サービス対価の改定を行う。なお、詳細については事業契約書（案）に示す。

### イ 法令及び税制等の変更等に伴うサービス対価の改定

法令及び税制等の変更又は市の計画変更により、事業者が負担する費用が著

しく増減する場合、必要に応じてサービス対価の改定を行う。

ウ その他市が必要と認める場合

上記ア、イまでのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、サービス対価の改定について事業者と協議を申し入れることができる。

③ モニタリング及びペナルティ制度

市は、事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求水準を満たしていないことが判明した場合は、サービス対価の減額を行うことがある。なお、詳細については事業契約書（案）等に示す。

④ プロフィットシェア

要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、契約後に新たな提案（効果的な手法、新技術導入等）により費用を縮減した場合、縮減額に関してプロフィットシェア（応募時に提出する計画以上に縮減した場合、縮減分を市と事業者でシェアする）を導入する。なお、詳細については事業契約書（案）等に示す。

(10) 概算事業費

概算事業費は各業務の内容の確定後に公表するものとする。

## 第2 実施方針等に関する事項

### 1 実施方針等に関する質問・意見の受付、回答の公表

実施方針公表後から令和8年8月21日（金）までの間、実施方針等に関する事業者等からの質問を受け付ける。

質問の提出方法・様式等については様式1を参照すること。質問及び質問に対する回答は、質問者の特殊な技術・ノウハウ等に関わり、質問者の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年9月下旬に市ホームページにて公表する。

### 第3 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 募集及び選定方法

参加者の募集及び選定は、高度な技術と優れた知識に基づく創意工夫の活用を図るため、公募型プロポーザル方式により実施する。

#### 2 募集及び選定スケジュール

実施方針等の公表後のスケジュールは、概ね表 3-1 のとおり予定している。ただし、応募書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

表 3-1 募集及び選定スケジュール（予定）

| 項 目               | 日 程                |
|-------------------|--------------------|
| 募集公表及び募集要項等の公表    | 令和 9 年 3 月上旬       |
| 募集要項等への質問の受付      | 令和 9 年 3 月下旬       |
| 募集要項等への質問に対する回答公表 | 令和 9 年 4 月下旬       |
| 参加資格確認結果の通知       | 令和 9 年 5 月下旬       |
| 企画提案書類の提出         | 令和 9 年 6 月上旬～7 月下旬 |
| プレゼンテーション及びヒアリング  | 令和 9 年 8 月下旬       |
| 選定結果の通知           | 令和 9 年 9 月中旬       |
| 審査結果の公表           | 令和 9 年 9 月下旬       |
| 契約締結              | 令和 9 年 10 月中旬      |

### 3 応募者の参加資格要件

応募者の構成、参加資格、業務実施企業に求める要件等は、以下に示すとおりとする。

#### (1) 応募者の構成

応募者の構成等は次のとおりとする。なお、主要な業務である統括管理業務を再委託することはできない。

- ①参加者は、単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とする。
- ②共同企業体については、構成する企業（以下「構成員」という。）の数の上限は 設けない。
- ③共同企業体は、構成員の中から代表企業 1 社を定め、代表企業が参加表明書及び参加資格確認書類を提出し、代表企業及びその他の構成員の企業名並びに業務種別を明確にすること。
- ④参加者である単独企業及び構成員は、他の参加者の構成員と重複することはできない。
- ⑤参加者である単独企業及び構成員は、他の参加者の再委託先企業として本業務の事業者選定に参加することはできない。

#### (2) 参加資格

参加者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。共同企業体として参加する場合は、各構成員が本要件①から⑥を満たすこと。ただし、技術要件⑦については、共同企業体として全体で充足するものとする。

- ①参加表明書提出日において、有効な羽曳野市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、令和 7・8 年度競争入札参加資格者名簿により参加表明を行った者は、契約締結時までに令和 9・10 年度競争入札参加資格者名簿に登録されていることを要する。契約締結時までに当該名簿への登録が認められなかった場合は、受託候補者としての資格を失うものとする。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③本業務の公告の日から契約締結日までのいずれの日においても、羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱（羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱 平成 26 年制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ④羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）第 3 条に規定する入札等排除措置要件に該当しない者であること。
- ⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始

の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、「羽曳野市会社更生法及び民事再生法開始決定者の入札参加資格取扱要領」に基づく入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑥公募資料等を検討するために羽曳野市がアドバイザー業務を委託した以下の法人と資本面若しくは人事面において密接な関連がないこと。

（ア）株式会社極東技工コンサルタント

⑦参加資格確認基準日までに、次に掲げる要件を満たす者が含まれていること。

（ア）下水道管路施設（マンホールポンプ含む）に関する点検及び調査業務を元請として履行完了、又は履行中である実績を有すること。

（イ）ポンプ場施設等に関して、運転管理、保守点検、保安全管理のいずれかが含まれる業務を元請として履行完了、又は履行中である実績を有すること。

#### 4 審査及び選定手続き

##### （1）委員会の設置

本市は、参加資格確認書類及び配置予定技術者調書、企画提案書より優先交渉事業者の選定を実施するため、「羽曳野市公共下水道施設等管理業務受託候補者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する予定である。

##### （2）企画提案審査

企画提案審査の詳細は、募集要項等に示す。

##### （3）提案書類の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。提案に必要な書類等の詳細については、募集要項等に示す。

##### （4）審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。市は、委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

##### （5）審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに応募者に通知するとともに、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

##### （6）優先交渉権者選定の取消し

市は、事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も審査の結果、選定基準に満たない場合は、優先交渉権者を

選定しないことがある。この場合、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

## 5 優先交渉権者選定後の手続き

優先交渉権者選定後は、以下の手続きを行うことを予定している。

### (1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、事前協議の上、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。

### (2) 優先交渉権者による事業準備行為

優先交渉権者は、J V等の設立や事業契約の締結準備と並行して、業務の引継ぎや現地調査等の事業開始に向けた準備行為を自らの費用と責任において、実施することができるほか、本事業を円滑に開始するために市と協議を行う。

### (3) 事業契約の締結

市と事業者は、事業契約書（案）の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。

### (4) 事業の開始

事業者は、事業契約に定める事業開始日に遅滞なく事業を開始する。

#### 第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

##### 1 リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として、リスクを生じさせた原因者が当該リスクを負担するものとする。

現時点で想定しているリスクとその内容を「要求水準書」にリスク分担表として示す。なお、市及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については、必要に応じて協議を行う。説明責任は、リスク分担表の負担者を基本とする。

個別のリスクにおける具体的な分担内容については、事業契約書（案）などに詳細を規定する。

##### 2 事業の実施状況のモニタリング

事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書（案）に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを以下のとおり予定している。

###### (1) モニタリング方法

事業者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリングを行う。

###### (2) 要求水準未達時のペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、市は、事業者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除のペナルティを与える。なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合、市は事業者に代わり、本事業等を実施することができる。その場合にかかる費用は、事業者に求めることができるものとする。

##### 3 事業期間中の損害賠償保険等

事業者は、本事業期間中、損害賠償保険及びその他の保険に必要に応じて加入すること。なお、再委託業務を受注する者が相当する保険に加入することにより損害に対し同等の補償が可能である等、事業者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

## 第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり事業契約を終了するものとする。

この場合、事業者は、事業契約の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとする。

解除又は終了に関して本事業のうち、一部の事業のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両方で協議する。本事業のうち、一部の事業について事業契約の解除が生じた場合、市は事業者に対し、事業者が既に完了している業務のうち、市の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払う。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については、以下に記載する内容を基本とし、詳細については、事業契約書（案）に示す。

#### (1) 事業者事由による解除及び措置

事業者事由による解除及び措置に関する事項を以下に示す。

##### ① 解除事由

(ア) 事業者が提供するサービスが、事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、市は事業契約を解除することができる。

(イ) 財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、市は事業契約を解除することができる。

##### ② 解除措置

事業者は、市に対し、事業契約に定める契約解除違約金を支払う。また、市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、事業者の支払額からこれを控除する。

#### (2) 委託者事由による解除及び措置

委託者事由による解除及び措置に関する事項を以下に示す。

##### ① 解除事由

(ア) 市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、事業契約の履行が不能となった場合は、

事業契約を解除することができる。

② 解除措置

市は、事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、市の支払額からこれを控除する。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業が困難となった場合の不可抗力による解除及び措置

① 解除事由

(ア) 市又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力により、本事業の継続が困難となった場合は、市と事業者との間で本事業の継続可否について協議を行う。

(イ) 一定の期間内に上記の協議が整わない場合は、市が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、市は事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除できる。

② 解除措置

(ア) 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約書（案）に示す。

(イ) 不可抗力の定義については、事業契約書（案）に示す。

## 第6 その他本事業の実施に関し必要な事項

### 1 資料の公表

本事業に関する公募用資料等の公表は、市ホームページ等を通じて適宜行う。

### 2 その他事項

本事業の実施に関するその他の事項を以下に示す。

#### (1) 使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

#### (2) 応募書類の作成等に係る費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

### 3 連絡先及び情報提供先

本事業に関する連絡先及び情報提供先を以下に示す。

#### (1) 連絡先

本事業に関する連絡先は、以下のとおりとする。

羽曳野市 下水道部下水道総務課

所在地：〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田 4-1-1

電話：072-958-1111（代表）／FAX：072-957-3710

電子メール：gesuidousoumu@city.habikino.lg.jp

#### (2) 情報提供先

本事業に関する情報提供は、市ホームページ等を通じて適宜行う。

[https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/gesuido/gesuido\\_soumu/gesuido\\_soumu\\_oshirase/index.html](https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/gesuido/gesuido_soumu/gesuido_soumu_oshirase/index.html)